

資料番号	17
------	----

令和4年10月19日
課名 土木建築局道路企画課
担当者 課長 秋本
内線 3890
課名 土木建築局港湾振興課
担当者 課長 上場
内線 4018

広島高速道路，安芸灘大橋及び海田大橋における 障害者割引の要件緩和について

1 要旨・目的

有料道路の障害者割引制度における1人1台要件緩和について，令和4年3月31日付けで国土交通省から高速道路会社に対して令和4年度中の運用開始が図られるよう通知されたことを踏まえ，広島高速道路公社が運営する広島高速道路，広島県道路公社が運営する安芸灘大橋有料道路及び広島県が運営する臨港道路海田大橋についても，令和4年度中の要件緩和の運用開始に向けて所要の手続きを進める。

2 現状・背景

有料道路の障害者割引については，障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため，通勤，通学，通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に，通行料金の50%の割引を適用しているが，対象となる車両は，障害者1人につき1台の事前登録された車両に限定されている。

3 概要

(1) 対象者

障害者割引の利用者

(2) 事業内容（実施内容）

ア 要件緩和の内容

要件の緩和後は，障害者が自ら運転または乗車する場合において料金所で障害者手帳の提示を行えば，事前登録されていない車両（親族等の車両，レンタカー等）であっても割引対象となる。

イ 広島高速道路（広島高速道路公社）の変更手続きについて

道路整備特別措置法第16条第1項に基づき，障害者割引の要件緩和に係る料金変更について広島高速道路公社から道路管理者である県に同意を求められており，この要件緩和が障害者の自立と社会経済活動の拡大につながることから，同意する旨を回答する。

ウ 安芸灘大橋有料道路（広島県道路公社）の変更手続きについて

道路整備特別措置法第16条第1項に基づき，障害者割引の要件緩和に係る料金変更について広島県道路公社から道路管理者である県に同意を求められたことから，同法第16条第2項に基づき，この同意にあたって議会の議決を経る必要があるため12月定例会に議案を提出する。

エ 臨港道路海田大橋（広島県）の変更手続きについて

広島県港湾施設管理規則において、減額対象とする車種，適用条件を定めていることから，同様の運用となるよう，所要の改正を行う。

(3) スケジュール

令和4年度中に全国の有料道路事業者が同時に運用を開始する予定。

(4) 予算（単県）

—

(5) 根拠法令

道路整備特別措置法

第16条 地方道路公社は，第十条第一項の許可，第十一条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。），第十二条第一項の許可，第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは，あらかじめ，当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は，前項の同意をしようとするとき（第十二条第二項第二号の工事実施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同項第三号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は，あらかじめ，道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。